

報告第 2 号

議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程第 9 条に基づき、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会の経過について別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 6 月 3 0 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

小委員会報告書

1 第6回議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

開催日時：平成16年6月4日（金） 10:00～12:10
開催場所：浜益村役場3階 議会議場
出席委員：委員13名中 12名出席

(1)協議事項

議会議員の定数及び任期について

- ・ 第5回小委員会において、議会議員の定数の1つの方向性として在任特例を適用するとともに、議員報酬の取扱いについても持ち帰り検討することとなっていたことから、3市村の委員からの意見をもとに協議を行った。
- ・ 石狩市の委員からは、在任特例では住民の理解を得られないことから、住民に説明できる理由が必要であること。また、厚田村、浜益村の委員からは、2村の住民にとっては、在任特例が最も適当であることなどが意見として出されたことから、在任特例を住民に説明するためのメリット、デメリットについて協議を行ったが、時間的な都合から次回に持ち越すこととなった。
- ・ なお、在任特例を適用する場合の議会議員の報酬については、住民の理解を得るためには、現行の2村の議員報酬とする旨の附帯意見を付す方向で議論が進められた。

2 第7回議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

開催日時：平成16年6月25日（金） 10:30～11:55
開催場所：石狩市役所5階 議会第1委員会室
出席委員：委員13名中 全員出席

(1)協議事項

議会議員の定数及び任期について

- ・ 会議の冒頭、メリット、デメリットの報告の際、石狩市の委員からは財政的なメリットはあるものの、住民の理解を得るためには、定数を30人とするべきとの意見があったが、厚田村、浜益村の委員からは、定数を30人とするよりも「在任特例」を適用した場合の方が財政的メリットがあり、また2村の地域の意見反映などのメリットが多く、住民の理解も得られるとの意見が出され、考え方が2分した。

- ・ 検討を進める中で、2村地域の議員の報酬を現行の一般議員の報酬とする附帯意見のほかに、特例期間経過後の新市の議会議員の定数についても、26人から可能な限り減らす努力をする旨の附帯意見を付すことで、協議が整うのであれば在任特例を適用することに合意する旨の意見が石狩市の委員からあった。
- ・ 協議の結果、在任特例を適用し、2つの附帯意見を付すこととし、協議会へ提案することとした。